

	<h1 style="font-size: 2em;">鳥取県公報</h1>	平成 30 年 3 月 30 日 (金) 第 8 9 8 8 号
		毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	口頭による開示請求を行うことができる個人情報の一部改正 (182) (県民課) . . . . . 3 鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則による情報通信 の技術を利用する方法により行わせ、又は行うこととする申請等及び処分通知等 (183) (情報政策課) . . . . . 4 鳥取県と鳥取市との間における保健所業務等に関する事務の委託に関する規約 (184) (地域振興課) . . . . . 6 新生公立鳥取環境大学運営協議会規約の一部変更 (185) (教育・学術振興課) . . . . . 7 鳥取県立倉吉体育文化会館の利用料金の一部改正 (186) (スポーツ課) . . . . . 9 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出 (2 件) (187・188) (福祉監査指導課) . . . . . 11 指定居宅サービス事業者の指定 (189) (東部福祉保健事務所) . . . . . 12 指定介護予防サービス事業者の指定 (190) (〃) . . . . . 12 指定障害福祉サービス事業者の指定 (191) (〃) . . . . . 12 県統計調査の実施 (192) (循環型社会推進課) . . . . . 13 屋外広告物に係る禁止地域等の指定の一部改正 (193) (住まいまちづくり課) . . . . . 13 建築計画概要書等の閲覧に関する規程の一部改正 (194) (〃) . . . . . 14 国土調査の成果の認証 (195) (農地・水保全課) . . . . . 14 土地改良区の役員の就退任 (196) (東部農林事務所) . . . . . 15 県営土地改良事業の工事の完了 (197) (〃) . . . . . 16 森林病虫害の駆除命令 (198) (〃) . . . . . 16 県道の区域の変更 (199) (道路企画課) . . . . . 16 県道の供用の開始 (200) (〃) . . . . . 17 土砂災害警戒区域の指定 (2 件) (201・202) (治山砂防課) . . . . . 17 土砂災害警戒区域の指定の変更 (2 件) (203・204) (〃) . . . . . 18 土砂災害特別警戒区域の指定 (3 件) (205～207) (〃) . . . . . 19 土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (208) (〃) . . . . . 20 採石法による採取計画の認可の公表 (209) (鳥取県土整備事務所) . . . . . 21 砂利採取法による採取計画の認可の公表 (210) (〃) . . . . . 21 砂利採取法による採取計画の変更認可の公表 (211) (〃) . . . . . 22 指定障害児通所支援事業者の指定 (212) (中部総合事務所福祉保健局) . . . . . 22 土地改良区の役員の就任 (213) (中部総合事務所農林局) . . . . . 23 河川法による船舶の保管 (214) (中部総合事務所県土整備局) . . . . . 23 指定障害福祉サービス事業の廃止の届出 (215) (西部総合事務所福祉保健局) . . . . . 24
◇ 警察本部 告示	口頭による開示請求を行うことができる個人情報の一部改正 (1) (広報県民課) . . . 24
◇ 内水面漁	コイの持出し等の禁止に関する指示 (1) . . . . . 25

管委告示	平成30年度第5種共同漁業権者に係る増殖目標量(2) . . . . .	26
◇ 公 告	大規模店舗の設置の届出(住まいまちづくり課) . . . . .	26
	大規模店舗の設置の中止の届出(〃) . . . . .	27
◇ 調達公告	総合評価一般競争入札の実施(病院局総務課) . . . . .	27
◇ 雑 報	公立大学法人公立鳥取環境大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規程の一部 改正(教育・学術振興課) . . . . .	31

# 告 示

**鳥取県告示第182号**

平成11年鳥取県告示第642号（口頭による開示請求を行うことができる個人情報について）の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から施行する。

平成30年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
口頭による開示請求を行うことができる個人情報取扱事務の名称	開示する個人情報の内容	開示請求を行うことができる期間	開示請求を行うことができる場所	口頭による開示請求を行うことができる個人情報取扱事務の名称	開示する個人情報の内容	開示請求を行うことができる期間	開示請求を行うことができる場所
略				略			
非常勤職員採用試験及び臨時的任用職員採用試験	試験の合格、総合得点、順位及び試験種目ごとの得点（不合格者にあつては試験種目ごとの判定結果がある場合は、当該判定を含む。）	合格発表日から1月間。ただし、第1次試験及び第2次試験がある場合は、第1次試験の不合格者にあつては第1次試験の試験結果の通知日から、第1次試験の合格者にあつては最終試験結果の通知日から1月間	当該試験を実施した課（課に相当するものを含む。）又は地方機関	非常勤職員採用試験及び臨時的任用職員採用試験	試験の合格、総合得点、順位及び試験種目ごとの得点（不合格者にあつては試験種目ごとの判定結果がある場合は、当該判定を含む。）	合格発表日から1月間。ただし、第1次試験及び第2次試験がある場合は、第1次試験の不合格者にあつては第1次試験の試験結果の通知日から、第1次試験の合格者にあつては最終試験結果の通知日から1月間	当該試験を実施した課（課に相当するものを含む。）又は地方機関
				歯科技工士試験	科目別得点及び総合得点	合格発表日から1月間	福祉保健 部健康医 療局医療 政策課
鳥取県立歯科衛生専門学校入学試験	科目別得点、総合得点及び順位	合格発表日から1月間	福祉保健 部健康医 療局医療 政策課	鳥取県立歯科衛生専門学校入学試験	科目別得点、総合得点及び順位	//	//

略			
毒物劇物取扱者試験	〃	〃	福祉保健 部健康医 療局医 療・保険課
一般用医薬品に係る登録販売者試験	〃	〃	福祉保健 部健康医 療局医 療・保険課 各総合事 務所
狩猟免許試験	知識試験の得点及び技能試験の得点	試験結果の通知日から1月間	生活環境 部緑豊かな自然課 各総合事 務所
略			
ふぐ処理師試験	科目別得点及び総合得点	〃	生活環境 部くらしの安心局くらしの安心推進課 各総合事 務所
略			
技能検定試験	科目別得点	〃	商工労働 部雇用人 材局産業 人材課
略			

略			
毒物劇物取扱者試験	〃	〃	福祉保健 部健康医 療局医 療指導課
一般用医薬品に係る登録販売者試験	〃	〃	福祉保健 部健康医 療局医 療指導課  各総合事 務所 東部福祉 保健事務 所
狩猟免許試験	知識試験の得点及び技能試験の得点	試験結果の通知日から1月間	生活環境 部緑豊かな自然課 各総合事 務所 東部生活 環境事務 所
略			
ふぐ処理師試験	科目別得点及び総合得点	〃	生活環境 部くらしの安心局くらしの安心推進課 各総合事 務所 東部生活 環境事務 所
略			
技能検定試験	科目別得点	〃	商工労働 部雇用人 材総室
略			

鳥取県告示第183号

鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成16年鳥取県規則第73号）第3条

の規定に基づき、情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うこととする申請等及び処分通知等を次のとおり定めたので、告示する。

平成30年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

条 例 等	条 項	申請等及び処分通知等の内容	開始日
鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号）	第5条	補助金等の交付申請	平成30年4月1日
	第8条第1項	補助金等の交付決定	〃
	第17条第1項	補助金等の実績報告	〃
	第18条第1項	補助金等の額の確定	〃
鳥取県公有財産事務取扱規則（昭和39年鳥取県規則第27号）	第11条第1項	行政財産の使用許可の申請	〃
鳥取県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則（昭和37年鳥取県規則第18号）	第3条第1項	管理薬局外兼務許可申請書	〃
鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年鳥取県条例第20号）	第4条	浄化槽保守点検業者の登録及び更新の登録の申請	〃
鳥取県都市公園規則（昭和54年鳥取県規則第60号）	第8条第2項	都市公園の使用料の減免の申請	〃
鳥取県食品衛生条例（平成12年鳥取県条例第17号）	第3条の2第1項	鳥取県HACCP適合施設の認定の申請	〃
鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例（平成16年鳥取県条例第7号）	第4条第1項	ふぐ処理師の免許の申請	〃
	第12条第1項	ふぐ取扱い営業の認証の申請	〃
鳥取県屋外広告物条例（昭和37年鳥取県条例第31号）	第10条の3	屋外広告業の登録及び更新の登録の申請	〃
鳥取県景観形成条例（平成19年鳥取県条例第14号）	第19条の2	景観法（平成16年法律第110号）第16条第1項の規定による届出に係る行為の完了の届出	〃
鳥取県立農業大学校管理規則（昭和59年鳥取県規則第12号）	第12条の2	入学許可の申請	〃
	第18条第2項	授業料等の減免申請	〃
	第21条第1項	入寮許可の申請	〃
	第24条第1項	受講願	〃
	第26条第2項	受講料の減免の申請	〃
	第29条第1項	利用の申込	〃
第36条第2項	使用料の減免の申請	〃	
鳥取県養蜂振興法施行細則（昭和31年鳥取県規則第22号）	第3条第1項	転飼養蜂の許可の申請	〃
鳥取県子牛公正取引条例施行規則（昭和59年鳥取県規則第69号）	第3条	特例取引の承認の申請	〃
鳥取県林業試験場手数料等徴収条例施行規則（平成8年鳥取県	第5条第1項	機械器具の使用願	〃

規則第7号)			
鳥取県宮境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例（昭和39年鳥取県条例第19号）	第3条第1項	仲卸業務の許可の申請	〃
	第4条第1項	仲卸業務の許可の更新の申請	〃
	第8条第1項	売買参加者の登録の申請	〃
	第9条第1項	売買参加者の登録の更新の申請	〃
	第40条	市場施設の使用料の減免の申請	〃
鳥取県砂防指定地等管理条例（平成15年鳥取県条例第10号）	第4条第1項	砂防指定地内における制限行為の許可の申請	〃
	第5条第1項	砂防指定地内における砂防設備等の占用の許可の申請	〃
	第6条第2項	砂防指定地内における制限行為等の許可期間の更新の申請	〃
	第7条第1項	砂防指定地内における制限行為等の許可に係る事項の変更許可の申請	〃
鳥取県海面漁業調整規則（昭和40年鳥取県規則第46号）	第12条第1項	漁業の許可の内容の変更許可の申請	〃

#### 鳥取県告示第184号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、保健所業務等に関する事務を鳥取市に委託したので、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第2項の規定により、その旨を告示するとともに、次のとおりその規約を告示する。

平成30年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県と鳥取市との間における保健所業務等に関する事務の委託に関する規約

（委託事務の範囲）

第1条 鳥取県（以下「甲」という。）は、岩美郡岩美町並びに八頭郡若桜町、智頭町及び八頭町の区域に係る次に掲げる事務並びに鳥取市の区域に係る第3号及び第4号に掲げる事務の一部（以下「委託事務」という。）を鳥取市（以下「乙」という。）に委託する。

- （1） 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第252条の22第1項の規定により、鳥取市の区域において乙が処理する事務に相当する事務
- （2） 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）の規定により、鳥取市の区域において乙が処理する事務に相当する事務
- （3） 法令及び国が定める要綱等の規定により甲が処理することとされている事務
- （4） 甲がその条例、規則その他の規程、要綱等（以下「条例等」という。）の定めるところにより処理する事務

（管理及び執行の方法）

第2条 委託事務の管理及び執行については、別に定めるものを除き、乙の条例等の定めるところによるものとする。

（経費の負担及び予算の執行）

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、甲の負担とし、甲は、これを乙に交付するものとする。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、鳥取県知事（以下「知事」という。）及び鳥取市長（以下「市長」という。）が協議して定める。この場合において、市長は、あらかじめ、経費の見積書その他の知事が必要と認める書類を知事に送付しなければならない。

第4条 市長は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、乙の歳入歳出予算において、乙の事業に要する経費に合算して計上するものとする。

2 委託事務の管理及び執行に係る収入は、乙に帰属する。

第5条 知事は、各年度において、交付した経費の額が、現に要した経費の額を超過していると認められる場合においては、当該超過する額を翌年度における経費の額から減じて交付するものとする。

2 知事は、各年度において、交付した経費の額が、現に要した経費の額に満たないと認められる場合においては、当該不足する額を翌年度における経費の額に加えて交付するものとする。

(決算の場合の措置)

第6条 市長は、法第233条第6項の規定により決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を知事に通知するものとする。

(委託事務を廃止する場合の措置)

第7条 委託事務を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、市長がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生ずる余剰金又は不足金の処理については、知事及び市長が協議して定めるものとする。

(条例等改正の場合の措置)

第8条 委託事務の管理及び執行について適用される甲又は乙の条例等の全部又は一部を改正しようとする場合においては、知事又は市長は、あらかじめ、知事あつては市長に、市長あつては知事に通知しなければならない。

2 委託事務の管理及び執行について適用される甲又は乙の条例等の全部又は一部が改正された場合においては、知事又は市長は、直ちに当該条例等を知事あつては市長に、市長あつては知事に通知しなければならない。

(連絡調整会議)

第9条 知事及び市長は、委託事務の管理及び執行に関し、必要に応じて、連絡及び調整を行うための会議を開催するものとする。

2 知事及び市長は、前項の会議に岩美郡岩美町並びに八頭郡若桜町、智頭町及び八頭町の町長の出席を求めることができるものとする。

(補則)

第10条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

附 則

1 この規約は、平成30年4月1日から施行する。

2 知事は、この規約の施行後速やかにその管理及び執行に乙の条例等が適用される委託事務について、岩美郡岩美町並びに八頭郡若桜町、智頭町及び八頭町の区域にその旨及び当該条例等を公表するものとする。

3 この規約の施行の際現に甲に対して行われている申請その他の行為でこの規約の施行の日以後乙が処理することとなる委託事務に係るものについては、同日以後乙に対して行われた申請その他の行為とみなす。

#### 鳥取県告示第185号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定によりその例によることとされる同法第252条の2の2第1項の規定により、新生公立鳥取環境大学運営協議会規約の一部を変更したので、同法第252条の6の規定によりその例によることとされる同法第252条の2の2第2項の規定により、次のとおりその一部を変更する規約を告示する。

平成30年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

新生公立鳥取環境大学運営協議会規約の一部を変更する規約

新生公立鳥取環境大学運営協議会規約（平成23年鳥取県告示第752号）の一部を次のように変更する。  
次の表の変更前の欄に掲げる規定を同表の変更後の欄に掲げる規定に、下線で示すように変更する。

変 更 後	変 更 前
-------	-------

(担任する事務)

第4条 協議会は、次に掲げる事務を管理し、及び執行する。

(1) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）に規定する事務のうち、次に掲げるもの

ア 法第14条第1項及び第2項、第17条第1項から第3項まで、第19条の2第2項及び第4項、第22条第1項、第23条第1項、第25条第1項及び第2項第1号、第26条第1項及び第3項、第34条第1項、第36条、第39条、第40条第3項及び第4項、第41条第1項ただし書及び第2項ただし書、第42条の2第1項、第2項、第3項ただし書及び第4項、第44条第1項、第55条、第71条第2項及び第8項、第72条第1項、第77条の3、第79条の2第1項、第79条の3第1項、第2項及び第5項、第79条の4、第121条第1項並びに第122条第1項に規定する権限の行使に関する事務

イ 法第6条第4項、第13条第4項後段及び第6項第2号、第19条の2第4項、第22条第2項、第26条第1項及び第2項第7号、第27条第1項、第34条、第40条第6項、第44条第1項、第46条、第56条の2第1号及び第2号並びに第78条の2第2項に規定する条例又は規則で定めるものとされている事項を定めることに関する事務

ウ 法第13条第9項、第13条の2、第14条第5項、第17条第4項、第27条第1項、第34条第1項、第45条、第56条第1項において準用する法第48条第2項、第56条の3第3項、第57条第2項、第78条第3項及び第122条第2項に規定する届出、報告等の受理に関する事務

エ 法第25条第3項、第42条の2第5項、第44条第2項、第78条第4項、第79条の2第2項、第108条第2項及び第112条第2項に規定する評価委員会への意見聴取に関する事務

オ 法第78条の2第5項に規定する評価委員会からの報告の受理に関する事務

カ 略

キ 法第77条の2第2項に規定する大学附属の学校の設置に関する事務

(担任する事務)

第4条 協議会は、次に掲げる事務を管理し、及び執行する。

(1) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）に規定する事務のうち、次に掲げるもの

ア 法第14条第1項及び第2項、第17条第1項から第3項まで、第22条第1項、第23条第1項、第25条第1項及び第2項第1号、第26条第1項及び第4項、第31条第1項、第34条第1項、第36条、第39条、第40条第3項及び第4項、第41条第1項ただし書及び第2項ただし書、第42条の2第1項、第2項及び第3項ただし書、第44条第1項、第55条、第71条第2項及び第8項、第72条第1項、第77条の3、第79条の3第1項、第2項及び第5項、第79条の4、第121条第1項並びに第122条第1項に規定する権限の行使に関する事務

イ 法第6条第4項、第22条第2項、第26条第1項及び第2項第7号、第27条第1項、第28条第1項、第29条第1項、第30条第1項、第34条第1項及び第4項、第40条第7項、第44条第1項並びに第46条に規定する条例又は規則で定めるものとされている事項を定めることに関する事務

ウ 法第13条第5項、第14条第4項、第17条第4項、第27条第1項、第29条第1項、第34条第1項、第45条、第56条第1項において準用する法第48条第2項、第57条第2項、第78条第3項及び第122条第2項に規定する届出、報告等の受理に関する事務

エ 法第22条第3項、第25条第3項、第26条第3項、第31条第2項、第34条第3項、第40条第5項、第41条第4項、第42条の2第5項及び第6項、第44条第2項、第108条第2項並びに第112条第2項に規定する評価委員会への意見聴取に関する事務

オ 法第28条第4項（法第30条第3項において準用する場合を含む。）に規定する評価委員会からの報告の受理に関する事務

カ 略

キ 法第77条の2に規定する大学附属の学校の設置に関する事務



(2)～(4) 略 2 略	(2)～(4) 略 2 略
------------------	------------------

附 則

この規約は、平成30年4月1日から施行する。ただし、新生公立鳥取環境大学運営協議会規約第4条第1項第1号アの改正規定（「第3項まで」の次に「、第19条の2第2項及び第4項」を加える部分に限る。）及び同号イの改正規定（「法第6条第4項」の次に「、第13条第4項後段及び第6項第2号、第19条の2第4項」を加える部分のうち「、第19条の2第4項」を加える部分に限る。）は、平成32年4月1日から施行する。

鳥取県告示第186号

平成26年鳥取県告示第227号（鳥取県立倉吉体育文化会館の利用料金について）により告示した利用料金の一部を改正することについて、鳥取県立倉吉体育文化会館の設置及び管理に関する条例（昭和56年鳥取県条例第8号）第10条第2項の規定に基づき平成30年3月19日承認したので、当該告示を次のように改正し、同条第3項の規定により告示する。

平成30年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前					
1 利用料金						1 利用料金					
(1) 体育文化会館利用料						(1) 体育文化会館利用料					
区分			単位	金額		区分			単位	金額	
略						略					
教 養 室	略		略			教 養 室	略		略		
	営 利 を 目 的 と す る 場 合	略		1時 間 に つ き	900円		営 利 を 目 的 と す る 場 合	略		1時 間 に つ き	900円
ク ラ イ ミ ン グ セ ン タ ー		専 用 利 用	営 利 を 目 的 と し な い 場 合	入 場 料 等 を 徴 収 し な い と き。	1時 間 に つ き	3,000 円		専 用 利 用	営 利 を 目 的 と し な い 場 合	入 場 料 等 を 徴 収 し な い と き。	1時 間 に つ き
	営 利 を 目 的 と す る 場 合		入 場 料 等 を 徴 収 す る と き。	1時 間 に つ き	4,000 円	営 利 を 目 的 と す る 場 合	入 場 料 等 を 徴 収 す る と き。			1時 間 に つ き	7,000 円
		一 般 利 用 券 に よ ら	ボ ル ダ リ	幼 児、 児 童、 生 徒 又 は 学 生	1人 1回 に つ き		500円		一 般 利 用 券 に よ ら	ボ ル ダ リ	幼 児、 児 童、 生 徒 又 は 学 生

ない で利 用す る場 合	ン グ 施 設	(以下 「学生 等」と いう。)			
		一般人	1 人 1 回 につ き	700 円	
		全 施 設	学生等	1 人 1 回 につ き	700 円
	1 月 利 用 券 に よ り 利 用 す る 場 合	ボ ル ダ リ ン グ 施 設	学生等	1 人 につ き	4,300 円
			一般人	1 人 につ き	6,000 円
		全 施 設	学生等	1 人 につ き	6,000 円
一般人			1 人 につ き	8,600 円	

備考

- 1 略
- 2 体育館、大研修室、中研修室、小研修室、教養室又はクライミングセンターを利用する場合において、冷房又は暖房をしたときは、(1)の表に定める利用料の額に(2)ウに定める冷暖房利用料を加算するものとする。
- 3・4 略
- (2) 設備利用料
  - ア 略
  - イ その他設備利用料

区分	単位	金額
略		

--	--	--	--	--

備考

- 1 略
- 2 体育館、大研修室、中研修室、小研修室 又は教養室を利用する場合において、冷房又は暖房をしたときは、(1)の表に定める利用料の額に(2)ウに定める冷暖房利用料を加算するものとする。
- 3・4 略
- (2) 設備利用料
  - ア 略
  - イ その他設備利用料

区分	単位	金額
略		

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">長机 (体育館)</td> <td style="width: 33%;">1脚1回につき</td> <td style="width: 33%;">20円</td> </tr> <tr> <td>シューズ (クライミングセンター)</td> <td>1組1回につき</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>ハーネス (クライミングセンター)</td> <td>1組1回につき</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>ロープ (クライミングセンター)</td> <td>1組1回につき</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>チョーク (クライミングセンター)</td> <td>1組1回につき</td> <td>100円</td> </tr> </table> <p>ウ 冷暖房利用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">金額 (1時間につき)</th> </tr> <tr> <th>冷房</th> <th>暖房</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>教養室</td> <td>200円</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>クライミングセンター (専用利用の場合に限る。)</td> <td>300円</td> <td>300円</td> </tr> </tbody> </table> <p>エ 略</p> <p>2 略</p>	長机 (体育館)	1脚1回につき	20円	シューズ (クライミングセンター)	1組1回につき	200円	ハーネス (クライミングセンター)	1組1回につき	200円	ロープ (クライミングセンター)	1組1回につき	200円	チョーク (クライミングセンター)	1組1回につき	100円	区分	金額 (1時間につき)		冷房	暖房	略			教養室	200円	100円	クライミングセンター (専用利用の場合に限る。)	300円	300円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">長机 (体育館)</td> <td style="width: 33%;">1脚1回につき</td> <td style="width: 33%;">20円</td> </tr> </table> <p>ウ 冷暖房利用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">金額 (1時間につき)</th> </tr> <tr> <th>冷房</th> <th>暖房</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>教養室</td> <td>200円</td> <td>100円</td> </tr> </tbody> </table> <p>エ 略</p> <p>2 略</p>	長机 (体育館)	1脚1回につき	20円	区分	金額 (1時間につき)		冷房	暖房	略			教養室	200円	100円
長机 (体育館)	1脚1回につき	20円																																										
シューズ (クライミングセンター)	1組1回につき	200円																																										
ハーネス (クライミングセンター)	1組1回につき	200円																																										
ロープ (クライミングセンター)	1組1回につき	200円																																										
チョーク (クライミングセンター)	1組1回につき	100円																																										
区分	金額 (1時間につき)																																											
	冷房	暖房																																										
略																																												
教養室	200円	100円																																										
クライミングセンター (専用利用の場合に限る。)	300円	300円																																										
長机 (体育館)	1脚1回につき	20円																																										
区分	金額 (1時間につき)																																											
	冷房	暖房																																										
略																																												
教養室	200円	100円																																										

附 則

この告示は、平成30年4月2日から施行する。

鳥取県告示第187号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第4項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業及び介護予防事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成30年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	廃止年月日
医療法人佐々木医院	西伯郡大山町田中646-1	医療法人佐々木医院	西伯郡大山町田中646-1	短期入所療養介護	平成29年9月30日

2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	廃止年月日
医療法人佐々木医院	西伯郡大山町田中646-1	医療法人佐々木医院	西伯郡大山町田中646-1	介護予防短期入所療養介護	平成29年9月30日

## 鳥取県告示第188号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第91条の規定による改正前の生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「旧生活保護法」という。）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から介護療養型医療施設を廃止した旨の届出があったので、旧生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成30年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 介護療養型医療施設

名称	所在地	廃止年月日
医療法人佐々木医院	西伯郡大山町田中646-1	平成29年9月30日

## 鳥取県告示第189号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成30年3月30日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
特定非営利活動法人みんなの家	らしく訪問看護ステーション	鳥取市美萩野二丁目81	平成30年3月26日	訪問看護

## 鳥取県告示第190号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成30年3月30日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
特定非営利活動法人みんなの家	らしく訪問看護ステーション	鳥取市美萩野二丁目81	平成30年3月26日	介護予防訪問看護

## 鳥取県告示第191号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成30年3月30日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

名 称	主たる事務所	指定に係る障害福祉サ	指定に係る障害福祉サ	障害福祉サービ	指定年月日
-----	--------	------------	------------	---------	-------

	の所在地	ービス事業を行う事業 所の名称	ービス事業を行う事業 所の所在地	スの種類	
株式会社ブ レマスペー ス	鳥取市田園町 三丁目335-2	ぱにーに西町店	鳥取市西町四丁目325	就労継続支援B 型	平成30年3月 20日
一般社団法人結夢	鳥取市河原町 曳田710	就労継続支援A型事業 所どりーむ	鳥取市河原町曳田710	就労継続支援A 型	〃

### 鳥取県告示第192号

鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成30年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 1 調査の名称

鳥取県産業廃棄物実態調査

#### 2 調査の目的

平成29年度の鳥取県内における産業廃棄物の発生及び処理状況等の実態を把握し、産業廃棄物の適正な処理等の推進に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

#### 3 調査対象の範囲

県内全域の事業所（農林漁業を除く。）

#### 4 報告を求める事項及びその基準となる期間

##### (1) 報告を求める事項

ア 従業員数

イ 元請完成工事高・解体工事請負高（建設業）、製造品出荷額（製造業）又は病床数（医療機関）

ウ 廃棄物の種類、契約等ごとに次に掲げる事項

(ア) 自社中間処理前発生量

(イ) 委託前自社中間処理方法

(ウ) 委託中間処理方法

(エ) 委託最終処分方法

##### (2) その基準となる期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

#### 5 報告を求める者

産業分類別に従業員数等により設定した方法により抽出した事業所（農林漁業を除く。）約1,500箇所

#### 6 報告を求めるために用いる方法

調査対象者に対して調査票を郵送し、調査票を鳥取県に返送させる方法で行う。

なお、鳥取市、岩美郡及び八頭郡の調査対象者については、鳥取市を経由して返送させる方法とする。

#### 7 報告を求める期間

平成30年4月1日から同年6月30日まで

#### 8 調査票情報の保存期間

5年間

#### 9 結果の公表方法

鳥取県のホームページで公表する。

### 鳥取県告示第193号

平成元年鳥取県告示第685号（屋外広告物に係る禁止地域等の指定について）の一部を次のように改正し、平成

30年4月1日から施行する。

平成30年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>鳥取県屋外広告物条例（昭和37年鳥取県条例第31号。以下「条例」という。）第2条及び第3条の規定に基づき、広告物を表示し、若しくは広告物を掲出する物件を設置することを禁止し、又は制限する地域又は場所を次のとおり指定し、平成元年7月1日から施行するので、条例第7条の規定により告示する。</p> <p>その関係図面は、鳥取県生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課、<u>東部建築住宅事務所</u>、中部総合事務所及び西部総合事務所の生活環境局、八頭県土整備事務所並びに西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局において公衆の縦覧に供する。</p> <p>1～5 略</p>	<p>鳥取県屋外広告物条例（昭和37年鳥取県条例第31号。以下「条例」という。）第2条及び第3条の規定に基づき、広告物を表示し、若しくは広告物を掲出する物件を設置することを禁止し、又は制限する地域又は場所を次のとおり指定し、平成元年7月1日から施行するので、条例第7条の規定により告示する。</p> <p>その関係図面は、鳥取県生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課、<u>東部生活環境事務所</u>、中部総合事務所及び西部総合事務所の生活環境局、八頭県土整備事務所並びに西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局において公衆の縦覧に供する。</p> <p>1～5 略</p>

**鳥取県告示第194号**

建築計画概要書等の閲覧に関する規程（平成17年鳥取県告示第481号）の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から施行する。

平成30年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
<p>（閲覧所）</p> <p>第2条 概要書の閲覧所は、次の表の左欄に掲げる概要書の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">概要書の区分</th> <th style="text-align: center;">閲覧所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岩美郡及び八頭郡の区域内における建築物等に係るもの</td> <td>鳥取市立川町六丁目176 <u>鳥取県東部建築住宅事務所</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	概要書の区分	閲覧所	岩美郡及び八頭郡の区域内における建築物等に係るもの	鳥取市立川町六丁目176 <u>鳥取県東部建築住宅事務所</u>	略		<p>（閲覧所）</p> <p>第2条 概要書の閲覧所は、次の表の左欄に掲げる概要書の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">概要書の区分</th> <th style="text-align: center;">閲覧所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岩美郡及び八頭郡の区域内における建築物等に係るもの</td> <td>鳥取市立川町六丁目176 <u>鳥取県東部総合事務所生活環境局建築住宅課</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	概要書の区分	閲覧所	岩美郡及び八頭郡の区域内における建築物等に係るもの	鳥取市立川町六丁目176 <u>鳥取県東部総合事務所生活環境局建築住宅課</u>	略	
概要書の区分	閲覧所												
岩美郡及び八頭郡の区域内における建築物等に係るもの	鳥取市立川町六丁目176 <u>鳥取県東部建築住宅事務所</u>												
略													
概要書の区分	閲覧所												
岩美郡及び八頭郡の区域内における建築物等に係るもの	鳥取市立川町六丁目176 <u>鳥取県東部総合事務所生活環境局建築住宅課</u>												
略													

**鳥取県告示第195号**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成30年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
日野郡日南町	平成21年度から平成24年度まで	日南町(大字宮内の一部〔901-1、901-2〕)の地籍図及び地籍簿	日南町大字宮内の一部	平成30年3月30日
倉吉市	平成23年度及び平成24年度	倉吉市(福吉町、金森町、福吉町二丁目、越中町、越殿町、広瀬町及び河原町の各一部)の地籍図及び地籍簿	倉吉市福吉町、金森町、福吉町二丁目、越中町、越殿町、広瀬町及び河原町の各一部	〃
鳥取市	平成27年度及び平成28年度	鳥取市(河原町釜口の一部)の地籍図及び地籍簿	鳥取市河原町釜口の一部	〃
〃	〃	鳥取市(気高町郡家の一部)の地籍図及び地籍簿	鳥取市気高町郡家の一部	〃
〃	〃	鳥取市(用瀬町美成の一部)の地籍図及び地籍簿	鳥取市用瀬町美成の一部	〃
東伯郡琴浦町	平成25年度及び平成26年度	琴浦町(大字大杉、大字山田及び大字公文の各一部)の地籍図及び地籍簿	琴浦町大字大杉、大字山田及び大字公文の各一部	〃
〃	〃	琴浦町(大字宮場、大字八反田、大字法万及び大字杉地の各一部)の地籍図及び地籍簿	琴浦町大字宮場、大字八反田、大字法万及び大字杉地の各一部	〃

#### 鳥取県告示第196号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定に基づき、次のとおり五本松土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成30年3月30日

鳥取県東部農林事務所長 宮 田 邦 夫

#### 退任した役員の氏名及び住所

理 事 飯 田 伊知郎 鳥取市鹿野町中園183  
 〃 大 口 学 鳥取市青谷町奥崎47  
 〃 中 原 隆 鳥取市青谷町河原332-11  
 〃 中 原 睦 夫 鳥取市気高町土居98  
 〃 笹 尾 宏 鳥取市青谷町河原872  
 〃 棚 田 景 己 鳥取市青谷町青谷615  
 監 事 中 原 和 則 鳥取市青谷町河原282  
 〃 長谷川 寛 鳥取市青谷町河原831

平成30年3月21日退任

#### 就任した役員の氏名及び住所

理 事 飯 田 伊知郎 鳥取市鹿野町中園183  
 〃 大 口 学 鳥取市青谷町奥崎47  
 〃 中 原 隆 鳥取市青谷町河原332-11

〃 中原 睦 夫 鳥取市気高町土居98  
 〃 長谷川 二 郎 鳥取市青谷町河原431  
 〃 長谷川 具 章 鳥取市青谷町河原272  
 〃 秋 吉 正 士 鳥取市青谷町河原813  
 監 事 長谷川 寛 鳥取市青谷町河原831  
 〃 棚 田 景 己 鳥取市青谷町青谷615  
 平成30年3月22日就任 任期3年

#### 鳥取県告示第197号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により告示する。

平成30年3月30日

鳥取県東部農林事務所長 宮 田 邦 夫

土地改良事業の名称	工事完了年月日
県営農業水利施設保全合理化事業 大井手堰地区 農業用排水	平成30年3月7日

#### 鳥取県告示第198号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定に基づき、同法第3条第1項第4号に掲げる命令をするので、同法第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年3月30日

鳥取県東部農林事務所八頭事務所長 西 尾 博 之

##### 1 区域及び期間

###### (1) 区域

鳥取市の一部（別紙のとおりとする。）

###### (2) 期間

平成30年5月29日から同年7月18日まで

##### 2 森林病虫害等の種類

森林病虫害等防除法第2条第1項第1号に規定する松くい虫

##### 3 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木について、地上から、薬剤の散布を行うこと。

##### 4 命令をしようとする理由

1の(1)の区域及び周辺松林において松くい虫被害が発生しており、3の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、1の(1)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

##### 5 その他必要な事項

(1) 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3の措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を本職に速やかに提出すること。

（「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部森林・林業振興局及び東部農林事務所八頭事務所並びに鳥取市役所に備え置いて一般の縦覧に供する。）

#### 鳥取県告示第199号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成30年3月30日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において



一般の縦覧に供する。

平成30年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	変更前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
米子岸本線	変更前	米子市奈喜良字積加半西232-2地先から同市橋本字漆原山362-2地先まで	4.0~23.8	943.0
		米子市古市字六反田70-6地先から同市橋本字徳道西473-1地先まで	14.0~33.9	219.0
	変更後	米子市古市字頭無104-2地先から同市橋本字漆原山362-2地先まで	13.3~55.7	918.0

#### 鳥取県告示第200号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成30年3月30日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成30年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
米子岸本線	米子市古市字頭無104-2地先から同市橋本字漆原山362-2地先まで	平成30年3月30日

#### 鳥取県告示第201号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成30年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 (1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

鳥取市

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(3) 土砂災害警戒区域の名称

池田川（Ⅱ-2-3-6-14）

(4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

2 (1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

鳥取市

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(3) 土砂災害警戒区域の名称

下砂見第3地区（Ⅰ-1596）、福井Ⅰ地区（Ⅱ-3670）

(4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び鳥取県土整備事務所並びに鳥取市役所

に備え置いて縦覧に供する。)

#### 鳥取県告示第202号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成30年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称  
江府町
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- 3 土砂災害警戒区域の名称  
江尾8地区（Ⅱ-3673）
- 4 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県土整備部治山砂防課及び西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局並びに江府町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 鳥取県告示第203号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づく土砂災害警戒区域の指定を次のとおり変更するので、同条第4項の規定により告示する。

平成30年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1（1）土砂災害警戒区域の指定を変更する市町村の名称  
鳥取市
- （2）土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- （3）土砂災害警戒区域の名称  
区域の変更に係るもの  
棒谷川（Ⅰ-1-1-1-23）、家ノ奥谷川（Ⅰ-1-1-1-65）、丹防東谷川（Ⅰ-1-1-1-120）
- （4）土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおりとする。
- 2（1）土砂災害警戒区域の指定を変更する市町村の名称  
鳥取市
- （2）土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- （3）土砂災害警戒区域の名称  
区域の変更に係るもの  
鹿の子地区（Ⅱ-2424）
- （4）土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県土整備部治山砂防課及び鳥取県土整備事務所並びに鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**鳥取県告示第204号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づく土砂災害警戒区域の指定を次のとおり変更するので、同条第4項の規定により告示する。

平成30年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 土砂災害警戒区域の指定を変更する市町村の名称  
智頭町

- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊

- 3 土砂災害警戒区域の名称  
区域の変更に係るもの

下西地区（Ⅰ－573）、下西D地区（Ⅱ－2524）

- 4 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県土整備部治山砂防課及び八頭県土整備事務所並びに智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**鳥取県告示第205号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害特別警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成30年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1（1）土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称  
鳥取市

- （2）土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流

- （3）土砂災害特別警戒区域の名称  
池田川（Ⅱ－2－3－6－14）

- （4）土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおりとする。

- （5）土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。以下「政令」という。）第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおりとする。

- 2（1）土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称  
鳥取市

- （2）土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊

- （3）土砂災害特別警戒区域の名称  
下砂見第3地区（Ⅰ－1596）、福井I地区（Ⅱ－3670）

- （4）土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおりとする。

- （5）政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県土整備部治山砂防課及び鳥取県土整備事務所並びに鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**鳥取県告示第206号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害特別警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成30年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称  
智頭町
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- 3 土砂災害特別警戒区域の名称  
下西地区（Ⅰ－573）、下西D地区（Ⅱ－2524）
- 4 土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおりとする。
- 5 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び八頭県土整備事務所並びに智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**鳥取県告示第207号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害特別警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成30年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称  
江府町
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- 3 土砂災害特別警戒区域の名称  
江尾8地区（Ⅱ－3673）
- 4 土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおりとする。
- 5 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局並びに江府町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**鳥取県告示第208号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定に基づき次のとおり土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により告示する。

平成30年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 (1) 土砂災害特別警戒区域の指定を解除する市町村の名称  
鳥取市
- (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- (3) 土砂災害特別警戒区域の名称  
全部について指定を解除するもの  
棒谷川 (I-1-1-1-23)、家ノ奥谷川 (I-1-1-1-65)、丹防東谷川 (I-1-1-1-120)
- 2 (1) 土砂災害特別警戒区域の指定を解除する市町村の名称  
鳥取市
- (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (3) 土砂災害特別警戒区域の名称  
一部について指定を解除するもの  
鹿の子地区 (II-2424)
- (4) 土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおりとする。
- (5) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号) 第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおりとする。
- (「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び鳥取県土整備事務所並びに鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第209号

採石法 (昭和25年法律第291号) 第33条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県採石条例 (平成15年鳥取県条例第72号) 第13条の規定により次のとおり公表する。

平成30年3月30日

鳥取県鳥取県土整備事務局長 山内政己

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	認可の内容			認可年月日
		採石場の所在地及び面積	採取をする岩石の種類及び数量	採取の期間	
有限会社松建工業 代表取締役 松川 敏之	鳥取市津ノ井610	鳥取市細見字砂田ノ二653-7外14筆 (37,655.88平方メートル)	花崗岩 (15,534.3立方メートル) 風化花崗岩 (1,036.9立方メートル)	平成29年8月18日から 平成32年8月17日まで	平成29年8月18日
三明建設株式会社 代表取締役 岡村 文美子	鳥取市長谷825	鳥取市長谷字城ヶ谷口822外5筆 (158,016.50平方メートル)	安山岩 (633,594.10立方メートル) 凝灰岩 (158,098.80立方メートル)	平成29年9月25日から 平成32年9月24日まで	平成29年9月25日

鳥取県告示第210号

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例（平成15年鳥取県条例第73号）第11条の規定により次のとおり公表する。

平成30年3月30日

鳥取県鳥取県土整備事務局長 山 内 政 己

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	認可の内容			認可年月日
		砂利採取場の所在地及び面積	採取をする砂利の種類及び数量	採取の期間	
有限会社フォワード 代表取締役 邨上 修	鳥取市湖山町北四丁目701	鳥取市気高町大字八幡408-18外7筆（9,985.80平方メートル）	砂（29,527立方メートル）	平成29年6月23日から平成30年6月22日まで	平成29年6月23日
有限会社相互商事 代表取締役 千馬 幹男	鳥取市湖山町北三丁目468	鳥取市湖山町西二丁目430外5筆（8,846.80平方メートル）	砂（27,749.05立方メートル）	平成30年3月20日から平成31年3月19日まで	平成30年3月20日

鳥取県告示第211号

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第20条第1項の規定に基づき、採取計画の変更の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例（平成15年鳥取県条例第73号）第11条の規定により次のとおり公表する。

平成30年3月30日

鳥取県鳥取県土整備事務局長 山 内 政 己

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	砂利採取場の所在地及び面積	採取する砂利の種類及び数量	認可の内容			認可年月日
				変更事項	変更前の内容	変更後の内容	
有限会社湯川建設 代表取締役 湯川 繁	鳥取市湖山町東四丁目90	鳥取市賀露町西一丁目2898-2外3筆（3,957.00平方メートル）	砂（10,415.78立方メートル）	採取の期間	平成28年8月1日から平成29年7月31日まで	平成28年8月1日から平成30年7月31日まで	平成29年7月14日
千馬商会 代表者 千馬 高広	鳥取市湖山町北三丁目468	鳥取市三津字大浜ノ一1108外15筆（6,796.15平方メートル）	砂（11,943.12立方メートル）	〃	平成27年12月22日から平成29年12月21日まで	平成27年12月22日から平成30年12月21日まで	平成29年12月22日
有限会社相互商事 代表取締役 千馬 幹男	〃	鳥取市伏野字砂浜2312外6筆（6,239.52平方メートル）	砂（8,371.40立方メートル）	〃	平成29年1月6日から平成30年1月5日まで	平成29年1月6日から平成31年1月5日まで	〃

鳥取県告示第212号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の24の規定により次のとおり告示する。

平成30年3月30日

鳥取県中部総合事務所長 広 田 一 恭

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害児通所支援事業を行う事業所の名称	指定に係る障害児通所支援事業を行う事業所の所在地	障害児通所支援事業の種類	指定年月日
社会福祉法人琴浦町社会福祉協議会	東伯郡琴浦町大字浦安123-1	社会福祉法人琴浦町社会福祉協議会琴浦ふれあい事業所放課後等デイサービス	東伯郡琴浦町大字赤碕1113-1	放課後等デイサービス	平成30年4月1日

鳥取県告示第213号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり灘手土地改良区から役員が就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成30年3月30日

鳥取県中部総合事務所長 広 田 一 恭

就任した役員の氏名及び住所

理 事 安 藤 武 道 倉吉市鋤261

平成30年3月2日就任 任期 平成32年3月27日まで

鳥取県告示第214号

平成30年鳥取県告示第52号（河川法による船舶の撤去について）により撤去すべき旨を告示した次の船舶について、河川法（昭和39年法律第167号）第75条第4項の規定により保管したので、同条第5項の規定により次のとおり告示する。

平成30年3月30日

鳥取県中部総合事務所長 広 田 一 恭

- 1 保管した船舶の数量 10隻
- 2 保管した船舶が放置されていた場所

船舶番号	船名	所 在 地
不明	不明	東伯郡湯梨浜町大字長江1204-33
不明	不明	東伯郡湯梨浜町大字門田56-2
不明	不明	東伯郡湯梨浜町大字門田54-3
不明	不明	東伯郡湯梨浜町大字長和田1782-1
不明	不明	東伯郡湯梨浜町大字長和田1394-1
不明	吉宮丸	東伯郡湯梨浜町大字長和田1394-1
不明	不明	東伯郡湯梨浜町大字松崎370-31地先
不明	不明	東伯郡湯梨浜町大字松崎566-2地先
不明	不明	東伯郡湯梨浜町大字松崎592-46地先
不明	不明	東伯郡湯梨浜町大字松崎592-28地先

- 3 保管した船舶を除却した日時 平成30年3月16日（金）16時
- 4 保管を開始した日時 平成30年3月16日（金）16時
- 5 保管の場所 東伯郡湯梨浜町大字光吉字南津13-1
- 6 引取り方法

(1) 引取り期間及び時間

平成30年3月16日（金）から平成30年9月17日（月）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第17号）に規定する休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後3時まで。ただし、平成30年6月15日（金）までに船舶の引取りがない場合には、河川法第75条第6項又は

第7項の規定に基づき、当該船舶を売却してその代金を保管し、又は当該船舶を廃棄することがある。

(2) 問合せ先

倉吉市東巖城町2  
鳥取県中部総合事務所県土整備局維持管理課  
電話0858-23-3216

(3) 引き取るときに必要な書類等

- ア 身分証明書（所有者、占有者その他当該物件について権原を有する者（以下「所有者等」という。）であることを証明できる書類）
- イ 印鑑

7 費用負担

河川法第75条第9項の規定により、船舶の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、所有者等の負担とする。

鳥取県告示第215号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成30年3月30日

鳥取県西部総合事務所長 中山 貴 雄

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
株式会社しんしあ	米子市夜見町2946	しんしあにちなん	日野郡日南町生山413-2	就労継続支援A型	平成30年3月31日
特定非営利活動法人つなで	日野郡日南町生山659-1	ファーマーズ つなで	日野郡日南町神戸上2490-2	就労継続支援B型	〃

**警 察 本 部 告 示**

鳥取県警察本部告示第1号

平成18年鳥取県警察本部告示第1号（口頭による開示請求を行うことができる個人情報について）の一部を次のように改正し、平成30年3月30日から施行する。

平成30年3月30日

鳥取県警察本部長 佐 野 裕 子

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
口頭による開示請求を行うことができる個人情報取扱事務の名称	開示する個人情報の内容	開示請求を行うことができる期間	開示請求を行うことができる場所	口頭による開示請求を行うことができる個人情報取扱事務の名称	開示する個人情報の内容	開示請求を行うことができる期間	開示請求を行うことができる場所



略				略			
警備員の検定に関する事務	学科試験及び実技試験の得点	最終合格発表の日から1月間	警察本部 生活環境課	警備員の検定に関する事務	学科試験及び実技試験の得点	最終合格発表の日から1月間	警察本部 生活安全 企画課
警備員指導教育責任者講習及び機械警備業務管理者講習に関する事務	修了考査の得点	合格発表の日から1月間	警察本部 生活環境課	警備員指導教育責任者講習及び機械警備業務管理者講習に関する事務	修了考査の得点	合格発表の日から1月間	警察本部 生活安全 企画課
猟銃等講習会講習処理事務	猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の初心者講習修了考査における得点	合格発表の日から1月間	警察本部 生活環境課（当日のみ考査会場）	猟銃等講習会講習処理事務	猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の初心者講習修了考査における得点	合格発表の日から1月間	警察本部 生活安全 企画課（当日のみ考査会場）
猟銃技能講習処理事務	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習修了考査における得点	合格発表の日から1月間	警察本部 生活環境課	猟銃技能講習処理事務	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習修了考査における得点	合格発表の日から1月間	警察本部 生活安全 企画課
年少射撃資格講習会講習処理事務	年少射撃資格の認定のための講習会の講習修了考査における得点	合格発表の日から1月間	警察本部 生活環境課（当日のみ考査会場）	年少射撃資格講習会講習処理事務	年少射撃資格の認定のための講習会の講習修了考査における得点	合格発表の日から1月間	警察本部 生活安全 企画課（当日のみ考査会場）
略				略			

## 内水面漁場管理委員会告示

### 鳥取県内水面漁場管理委員会告示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、コイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）の持出しについて次のとおり指示する。

平成30年3月30日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 安 藤 重 敏

#### 1 指示内容

県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す水面においては、他の水面（コイの養殖場を除く。）から持ち出したコイを放流し、又は遺棄してはならない。ただし、公的機関が実施する疾病検査等に供する場合又はコイヘルペスウイルス病のPCR検査で陰性が確認された場合は、この限りではない。

2 指示期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

3 指示の目的

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第2号

平成30年度における第5種共同漁業に係る水産動植物の増殖目標量を次のとおり定めたので告示する。

平成30年3月30日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 安 藤 重 敏

免許番号	漁業権者の名称	漁場の区域	漁業権魚種	増殖方法	増殖目標量
内共第1号	千代川漁業協同組合	千代川水系に係る河川	あゆ	種苗の放流	884千尾
				産卵床の造成	3,000平方メートル
			溪流魚	種苗の放流	190千尾
内共第2号	天神川漁業協同組合	天神川水系に係る河川	あゆ	〃	150千尾
			溪流魚	〃	66千尾
内共第3号	日野川水系漁業協同組合	日野川水系に係る河川	あゆ	〃	2,000千尾
				産卵床の造成	13,000平方メートル
			溪流魚	種苗の放流	60千尾
				産卵床の造成	900平方メートル
		うなぎ	種苗の放流	40キログラム	
内共第4号	湖山池漁業協同組合	湖山池	ふな	〃	50千尾
			うなぎ	〃	30キログラム
			わかさぎ	〃	2,000千粒
			しらうお	産卵床の造成	600平方メートル
			えび	〃	2,000平方メートル
内共第5号	東郷湖漁業協同組合	東郷池	ふな	種苗の放流	30千尾
			うなぎ	〃	60キログラム
			わかさぎ	産卵床の造成	5,000平方メートル
			しらうお	〃	2,000平方メートル
			えび	〃	2,000平方メートル

注 溪流魚は、やまめ（さくらますを含む。）、いwana及びあまご（さつきますを含む。）の合計を指す。

公 告

鳥取県大規模店舗立地誘導条例（平成21年鳥取県条例第5号）第8条第1項の規定に基づき、大規模店舗の設置について届出があったので、同条第5項の規定により公告する。

当該設置届に係る届出書及びこれに添付された書類は、平成30年3月30日から平成30年5月30日まで公衆の縦覧に供する。

なお、当該届出施設の設置については、同条例第10条第2項の規定に基づき平成30年5月30日までに知事に意見書を提出することができる。

平成30年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 届出者の名称及び所在地並びに代表者の氏名  
有限会社ジェイズクラブ 代表取締役 木口 順一郎  
島根県安来市汐手が丘29-7  
有限会社あたらしや商事 代表取締役 井上 賢明  
米子市東福原六丁目14-45
- 2 大規模店舗の名称  
(仮称) TSUTAYA米子東福原店
- 3 大規模店舗の敷地の所在地  
米子市東福原六丁目822-4外
- 4 大規模店舗の用途  
物販店舗及びサービス店舗
- 5 大規模店舗の総床面積  
3,164平方メートル
- 6 大規模店舗の設置に係る工事に着手する予定の日  
平成30年9月1日
- 7 縦覧場所及び意見書の提出場所  
鳥取県生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課(鳥取市東町一丁目220)  
鳥取県西部総合事務所地域振興局西部振興課(米子市糺町一丁目160)

鳥取県大規模店舗立地誘導条例(平成21年鳥取県条例第5号)第17条第1項の規定に基づき、大規模店舗の設置の中止について届出があったので、同条第2項の規定により公告する。

平成30年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 届出者の名称及び所在地並びに代表者の氏名  
株式会社エスマート 代表取締役 川木 光義  
鳥取市湖山町北三丁目303
- 2 大規模店舗の名称  
(仮称) エスマート河原店
- 3 中止年月日  
平成30年3月20日
- 4 中止理由  
設置計画を見直したため

## 調 達 公 告

総合評価一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年3月30日

鳥取県営病院事業管理者 中 林 宏 敬

- 1 調達内容  
(1) 調達案件の名称及び数量  
新鳥取県立中央病院電子カルテ端末等 一式

## (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

## (3) 履行期限

平成31年1月31日(木)までの間で、機器又は業務ごとに別途指定する期限(ただし、鳥取県立中央病院建替整備工事の工程によって変更となる場合がある。)

## (4) 履行場所

新鳥取県立中央病院(鳥取市江津730)

## (5) 入札方法

ア 落札者の決定は、総合評価一般競争入札により行うので、入札者は、入札説明書に定める書類等を入札書とともに提出しなければならない。

イ 契約に当たっては、入札書に記載された金額(以下「入札価格」という。)に100分の108を乗じて得た金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から当該金額に108分の8を乗じて得た金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)を減じた金額に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

本件入札に参加することができる者は、単独企業又は共同企業体とし、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

## (1) 単独企業に関する要件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 平成30年3月30日(金)から開札日(再度入札を含む。)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

ウ 平成30年3月30日(金)から開札日(再度入札を含む。)までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

エ 平成27年鳥取県告示第596号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有するとともに、その業務区分が事務用機器のパソコン類に登録されている者であること。

なお、当該業種区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札参加資格の審査を求める申請書類を平成30年4月10日(火)正午までに4の(2)の場所に提出すること。その際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

オ 本件入札に係る共同企業体の構成員でないこと。

カ この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であること。

キ 鳥取県立中央病院との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

## (2) 共同企業体に関する要件

ア 各構成員が(1)のアからウまで、カ及びキの全てに該当すること。

イ 共同企業体が、2以上の者により自主的に結成されたものであること。

ウ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

エ 各構成員が、本件入札に参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員でないこと。

オ 次の事項を定めた共同企業体結成に係る協定を締結していること。

(ア) 目的

(イ) 共同企業体の名称

(ウ) 構成員の名称及び所在地

- (エ) 代表者の名称
- (オ) 代表者の権限
- (カ) 構成員の出資割合
- (キ) 構成員の責任
- (ク) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置
- (ケ) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置
- (コ) 解散後のかし担保責任
- (サ) その他必要な事項

カ 構成員のうち、いずれかの者が(1)のエに該当すること。

なお、当該業種区分に登録された構成員がいない共同企業体が本件入札に参加しようとするときは、構成員のいずれかが競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成30年4月10日(火)正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

### 3 契約担当部局

鳥取県立中央病院医療情報管理室

### 4 入札手続等

#### (1) 入札の手続及び仕様に関する問合せ先

〒680-0901 鳥取市江津730

鳥取県立中央病院医療情報管理室

電話 0857-26-2271 (内線2883)

#### (2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県庶務集中局物品契約課(平成30年4月1日以後は、鳥取県総務部総合事務センター物品契約課)

電話 0857-26-7431

#### (3) 入札説明書等の交付方法

平成30年3月30日(金)から同年4月20日(金)までの間にインターネットのホームページ(<http://www.pref.tottori.lg.jp/chuoubyouin/>)から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付し、又は郵送により交付するものとする。

なお、郵送による交付を希望する者は、250円分の切手を貼り付けた宛先明記の返信用封筒を同封し、交付期間中に(1)の場所へ請求すること。

#### ア 交付期間及び時間

平成30年3月30日(金)から同年4月20日(金)までの間(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。

#### イ 交付場所又は郵送申込先

(1)に同じ

#### (4) 郵送等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(5)に定める日の前日の午後5時までに、(1)の場所に送付すること。

#### (5) 入札及び開札の日時、場所

##### ア 日時

平成30年5月10日(木)午前11時45分

##### イ 場所

鳥取市江津730

鳥取県立中央病院大会議室

ウ 提出書類

- (ア) 入札書（封書にすること） 1通  
(イ) 委任状（代理人が入札する場合） 1通

5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。  
(2) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す参加資格確認申請書を4の(1)の場所に、平成30年4月13日（金）の午後5時までに提出しなければならない。  
(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第12号。以下「財務規程」という。）第69条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第14条の規定の例により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第69条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定の例により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 落札候補者の選定及び落札者の決定方法

- (1) 落札候補者の選定は、入札説明書で示すところにより、評価委員会を設けて行う提案書の評価及び入札価格の総合評価により行う。  
(2) この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第127条の規定の例に基づいて作成された予定価格の範囲内の価格をもって入札したもののうち、総合評価の最も高かった者を落札者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者とせず、当該予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、総合評価合計点数の最も高かったものを落札者とする場合がある。  
(3) 評価点及び価格点の合計点数が最も高い者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

8 その他

- (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻  
日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び財務規程、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be required: New hospital electronic medical record terminals for Tottori Prefectural Chuou Hospital : 1 set
- (2) Time limit of the submission of documents for qualification confirmation : 5:00 PM 13 April, 2018
- (3) Time limit of the submission of tenders : 11:45 AM 10 May, 2018  
Time limit of the submission of tenders by registered mail : 5:00 PM 9 May, 2018
- (4) Please contact for notice : Medical Information Management Office, Tottori Prefectural Chuou Hospital, 730 Edu, Tottori-shi, Tottori 680-0901 Japan  
TEL 0857-26-2271 ex.2883

**雑 報**

新生公立鳥取環境大学運営協議会規約（平成23年鳥取県告示第752号）第4条第1項の規定により、公立大学法人公立鳥取環境大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規程の一部を改正する規程を定めたので、同規約第36条第1項の規定により公告する

平成30年3月30日

新生公立鳥取環境大学運営協議会会長 平 井 伸 治

公立大学法人公立鳥取環境大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規程の一部を改正する規程

公立大学法人公立鳥取環境大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規程の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><u>(監査報告の記載事項)</u></p> <p><u>第2条 法第13条第4項の監査報告に記載すべき事項は次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 監事の監査の方法及びその内容</u></p> <p><u>(2) 法人の業務が、法令等に従って適切に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見</u></p> <p><u>(3) 役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正な実施を確保するための体制の整備及び運用についての意見</u></p> <p><u>(4) 役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実</u></p> <p><u>(5) 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由</u></p> <p><u>(6) 監査報告を作成した日</u></p> <p><u>(監事が調査すべき書類)</u></p> <p><u>第3条 法第13条第6項第2号の規則で定める書類</u></p>	

は、法、地方独立行政法人法施行令（平成15年政令第486号。以下「政令」という。）及びこの規程の規定に基づき新生公立鳥取環境大学運営協議会会長（以下「会長」という。）に提出する書類とする。

（業務方法書の記載事項）

第4条 法第22条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

（1）～（4） 略

（料金の上限の認可の申請）

第5条 法人は、法第23条第1項の規定により業務に関して徴収する料金の上限について認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を会長に提出しなければならない。

（1）～（4） 略

（中期計画の認可等）

第6条 略

（中期計画に記載する業務運営に関する事項）

第7条 略

（年度計画の記載事項等）

第8条 略

（業務方法書の記載事項）

第2条 法第22条第2項の業務方法書に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

（1）～（4） 略

（料金の上限の認可の申請）

第3条 法人は、法第23条第1項の規定により業務に関して徴収する料金の上限について認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を新生公立鳥取環境大学運営協議会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

（1）～（4） 略

（中期計画の認可等）

第4条 略

（中期計画に記載する業務運営に関する事項）

第5条 略

（年度計画の記載事項等）

第6条 略

（各事業年度の業務の実績の報告）

第7条 法人は、法第28条第1項の規定により各事業年度における業務の実績について新生公立鳥取環境大学運営協議会規約第9条の規定により設置された公立大学法人公立鳥取環境大学評価委員会（以下「評価委員会」という。）の評価を受けようとするときは、年度計画に定めた事項ごとにその実績を明らかにした報告書を、当該事業年度の終了後3月以内に評価委員会に提出しなければならない。

（中期目標に係る事業報告書の記載事項）

第8条 法第29条第1項の中期目標に係る事業報告書には、当該中期目標に定めた事項ごとにその実績を明らかにしなければならない。

（中期目標の期間における業務の実績の報告）

第9条 法人は、法第30条第1項の規定により中期目標の期間における業務の実績（以下「中期業務実績」



(各事業年度の業務の実績等の報告)

第9条 法人は、法第78条の2第1項の規定により各事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、新生公立鳥取環境大学運営協議会規約第9条の規定により設置された公立大学法人公立鳥取環境大学評価委員会（以下「評価委員会」という。）の評価を受けようとするときは、法第78条の2第2項の規定により自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を、各事業年度の終了後3月以内に評価委員会に提出するとともに、公表しなければならない。

(1) 次号及び第3号掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における年度計画に定めた事項ごとの業務の実績

(2) 中期目標の期間の最後の事業年度の前々事業年度 当該事業年度における年度計画に定めた事項ごとの業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる当該中期目標に定めた事項ごとの当該中期目標の期間における業務の実績

(3) 中期目標の期間の最後の事業年度 当該事業年度における年度計画に定めた事項ごとの業務の実績及び中期目標の期間における当該中期目標に定めた事項ごとの業務の実績

(会計処理)

第10条 会長は、法人が業務のため取得しようとしている償却資産がその減価に対応すべき収益の獲得が予定されていないもの（以下「減価対応収益のない資産」という。）であると認められる場合には、地方独立行政法人法施行規則（平成16年総務省令第51号）第3条第3項の規定により総務大臣が公示する地方独立行政法人会計基準（以下「会計基準」という。）に基づき、当該償却資産を取得するまでの間に限り、当該償却資産を減価対応収益のない資産として指定することができる。

という。）について評価委員会の評価を受けようとするときは、当該中期目標に定めた事項ごとにその実績を明らかにした報告書を、当該中期目標の期間の終了後3月以内に評価委員会に提出しなければならない。

2 法人は、中期目標の期間の中途の時点において会長から法第121条第1項の規定による報告を求められたときは、当該時点における中期業務実績を明らかにした報告書を提出しなければならない。

(会計処理)

第10条 会長は、法人が業務のため取得しようとしている償却資産がその減価に対応すべき収益の獲得が予定されていないもの（以下「減価対応収益のない資産」という。）であると認められる場合には、地方独立行政法人法施行規則（平成16年総務省令第51号）第1条第3項の規定により総務大臣が公示する地方独立行政法人会計基準（以下「会計基準」という。）に基づき、当該償却資産を取得するまでの間に限り、当該償却資産を減価対応収益のない資産として指定することができる。

<p>2・3 略</p> <p><u>(財務諸表等)</u></p> <p>第11条 略</p> <p><u>2 法第34条第2項の事業報告書に記載すべき事項</u> は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>法人に関する基礎的な情報</u></p> <p>(2) <u>事業に関する説明</u></p> <p>(3) <u>財務諸表の要約</u></p> <p>(4) <u>財務情報</u></p> <p><u>3 法第34条第3項の規則で定める期間は、6年とする。</u></p> <p>(積立金の処分に係る承認の手続)</p> <p>第13条 法人は、法第40条第4項の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に会長が必要と認める事項を記載した書類を添付して、中期目標の期間の最後の事業年度に係る法第34条第1項の規定による財務諸表の提出に併せて会長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>法第40条第5項の規定により納付しようとする残余の金額</u></p> <p>(納付金の納付の手続)</p> <p>第14条 会長は、法第40条第4項の規定による承認をしたときは、速やかに<u>法第40条第5項</u>の規定による納付金の額及び納付の期限を法人に通知するものとする。</p>	<p>2・3 略</p> <p><u>(財務諸表)</u></p> <p>第11条 略</p> <p><u>2 法第34条第4項の規則で定める期間は、6年とする。</u></p> <p>(積立金の処分に係る承認の手続)</p> <p>第13条 法人は、法第40条第4項の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に会長が必要と認める事項を記載した書類を添付して、中期目標の期間の最後の事業年度に係る法第34条第1項の規定による財務諸表の提出に併せて会長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>法第40条第6項の規定により納付しようとする残余の金額</u></p> <p>(納付金の納付の手続)</p> <p>第14条 会長は、法第40条第4項の規定による承認をしたときは、速やかに<u>法第40条第6項</u>の規定による納付金の額及び納付の期限を法人に通知するものとする。</p>
---	--

## 附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。